

1 実施概要

日 時	令和5年6月27日（火） 13時00分～16時00分		
場 所	稲城消防署 講堂		
議 題	(1) 第四次稲城市教育振興基本計画策定に向けた教育大綱の確認について (2) 損害賠償請求の件について (3) その他		
出席者	構成員	市長 教育長 教育長職務代理者 教育委員会委員 教育委員会委員 教育委員会委員	高橋 勝浩 杉本 真紀子 今泉 浩史 吉田 伸幸 三戸 美代子 北川 英一
	説明員	企画部長 企画部企画政策課長 教育部長 教育部教育指導担当部長 教育部教育総務課長 教育部学務課長 教育部指導課長 教育部生涯学習課長 教育部生涯学習課公民館担当課長 教育部学校給食課長 教育部図書館課長 教育部教育総務課教育総務係長 教育部指導課教職員係長	大塚 広満 飯塚 史生 佐藤 知子 岸 知聡 長崎 健 佐藤 由美子 高橋 達也 工藤 紀 小川 由紀夫 中島 英 久野 由人 涌田 恵一郎 古川 直広
	事務局	企画部企画政策課長 企画部企画政策課企画政策係長 企画部企画政策課企画政策係	飯塚 史生 膳 崇訓 上原 心
傍聴者	なし		
配布物	(資料1) 第四次稲城市教育振興基本計画策定に向けた教育大綱の確認について ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱 (資料2) 損害賠償請求の件について【部外秘】		

2 内容

議題(1) 第四次稲城市教育振興基本計画策定に向けた教育大綱の確認について

教育総務課長	(資料1「第四次稲城市教育振興基本計画策定に向けた教育大綱の確認について」に基づき説明)
市長	以上で説明が終わったが、何かご意見、ご質問があればお願いします。
教育長	本日の総合教育会議では、教育大綱の中の「第一 大綱」部分についての確認ということでしょうか？
教育総務課長	はい。「第一 大綱」の内容について、現行のまま進める形でよいかどうかということをご確認いただきたい。
教育長	「第一 大綱」の6項目については、平成27年、総合教育会議のスタートの時期に、本市でも教育大綱が初めて策定され、平成18年に改正された教育基本法の第2条(教育の目標)に記載されている今後の日本にとって必要な教育についての考え方をしっかりと入れ込んだ形で大綱を作っている。 そのことを踏まえると、教育基本法に従って教育を行っているわけなので、多少の文言修正は必要であろうかと思うが、この項目については、踏襲していくということの基本にしていけば、いかがかと思う。
市長	大綱については、基本的にこれを踏襲しようというご意見。他に何か？ 第一から第四まで全体を通して、これが稲城市の教育大綱であるが、本日は「第一 大綱」のところについて熟議、議論をしようということで、その他の第二、第三、第四は今後、教育振興基本計画の改定などと同時進行ということでしょうか？
教育総務課長	第四次稲城市教育振興基本計画については、秋から策定委員会を開始し、内容について議論する。その中で施策の柱や教育目標についてある程度固まったところで、令和6年度の総合教育会議において、考え方をお示しし、現行の教育大綱との整合などを図ることについて、ご協議いただければと思う。
市長	令和6年度にやるということか？
教育総務課長	令和6年度に方向性が出た段階で、総合教育会議で第二、第三、第四の記載内容については、行わせていただきたい。
市長	そうなると、その間は第二、第三、第四は、議論する機会がないということか？
教育長	本日教育委員の皆様と市長と一緒にお話できるせっかくの機会なので、第二、第三、第四についても何か強く内容に加えたいなどの委員の皆様のご意見をいただくということも本日の予定

	に入れてはどうか？
教育総務課長	はい。第二、第三、第四の修正は令和6年度の中でご協議いただきたいが、教育振興基本計画の柱の部分なので、計画策定が始まる前にご意見を頂戴できれば大変ありがたい。
市長	そうすると、令和6年7月下旬は何を行うのか？
教育総務課長	計画総論案ができたところで、その案についてご確認いただきたい。 その中で記載内容が現行の大綱の第二、第三、第四とずれが生じた場合には、調整させていただければと考えている。
市長	計画総論案というのは、教育振興基本計画についてのことか？
教育総務課長	はい。第四次稲城市教育振興基本計画の総論案のことである。
市長	順番としては、稲城市の教育について決めること、その根幹は、この総合教育会議が一番トップにある。教育委員会というのはその下にあるという上下関係を考え整理しなければならない。最高会議である総合教育会議で教育大綱を作り、それに基づき教育振興基本計画を作るということであるはず。 この会議を週何回も行うこともできないので、その大きな骨格のところの教育大綱を決め、その下に、いわゆる総合教育会議の一種部会で、教育振興基本計画の素案を作ってもらい、最終的にはその決定を総合教育会議ですするということが最初に決められている。 あくまで、総合教育会議が一番大きな大元の会議であり、そこで基本的な方針、大綱を決め、それに基づき作ってもらう。 最終的にその良い悪いを判断するのはこちらだという位置づけをもう一度確認してもらいたい。 教育振興基本計画を先に作ってしまい、それに追従し、追認するような形となっているが、それはおかしい。
教育総務課長	市長がおっしゃるとおり、教育大綱があり、その下に教育振興基本計画がある。 第二から第四については、教育振興基本計画と教育目標や施策の柱を共有しているところがある。
市長	共有ではなく、教育大綱に基づき、策定委員会で教育振興計画を作るものである。 教育振興基本計画の方で、新たな視点が出たということがあれば、大綱を少し変え、シンクロさせなければならないと思うが、教育大綱が下に来るものではない。

教育総務課長	はい。承知いたしました。
市 長	<p>そうは言っても、どちらが先ということではなく、同時にシンクロしながら、矛盾のないように考え直していくということ。</p> <p>まずは大綱について、今の観点で良いのか、変えるべきなのかということがあれば、ご意見を賜りたい。</p> <p>実質的には、今回が初めてのことで。前回は教育委員会改革というものがあり、唐突に制度改正され、その中で総合教育会議を位置づけ、教育大綱を作らなければならないということが法定化された。その段階で既に第二次教育振興基本計画というものが現に作り立てであった。</p> <p>そういった中で、全廃し、教育大綱という名の下に全部を入れたものを作り直すということも選択肢としてはあったが、参考にした先例市において、現行の教育振興基本計画も一定の手続きを経て決まっているものであり、闇雲に否定するのではなく、その上位法として骨格の教育大綱を作り、両方併設、合わせて市の教育の指針となるものを作っていこうと整理されていたものがあり、これは良いなということで参考とした。</p> <p>その時に決めた教育大綱と教育振興基本計画の二重構造を第四次に作り替える時は、全部を一緒にして作るという選択肢もある。策定委員会等も同時に行いながら、一緒のものにしていこうというのも一つの意見。</p> <p>実務的に言うと、この会議は常設の会議ではなく、頻繁に集まって教育振興基本計画の各論の方まで議論するというのは事務負担として無理は話だと思うので、この二重構造を取りながらでも良いかと思う。</p> <p>前回の教育大綱は、教育振興基本計画が先にあったものを追認するような形で作ったが、今度は教育大綱が先にあり、ここから矛盾するようなものは教育振興基本計画としては認められない。教育振興基本計画の方で新たな課題やこれまで決まったことを覆すような変更点があれば、それに合わせて、教育大綱も合わせていく。</p> <p>今後は、シンクロで進めていけば良いと思う。都度教育振興基本計画の出来高に応じて説明していただき、教育大綱を見直す必要があるのかどうかを検討していけば良いと思う。</p> <p>7月に教育振興基本計画の総論の部分を報告してもらい、良ければ承認し、それに基づき第二、第三、第四を変更する必要があるかどうかを確認する。また、各論についても出来上がったら報告してもらい、それに基づき教育大綱も変更の必要があるかどうかを考え、最終的に両方が完成するという整理でお願いし</p>

	たいと思う。その上で第一、第二、第三、第四のどれでも構わないので、何かあればご意見をお願いします。
教育長職務代理者	「第一 大綱」について、1番目は「すべての子どもに」ということで子どもが主体になっており、4番目、6番目は「市民一人一人」と稲城市民全体を指している形だが、この順番というのは意味合いがあって決められているのか？第一の1は一丁目一番地ということで一番強いものになっているのか教えていただきたい。
教育総務課長	資料1における「平成27年5月11日総合教育会議における教育大綱の考え方」は、前回の会議録より作成しているが、各項目の順番については特に言及がなかった。
教育長職務代理者	そうすると、1から6と数字が振られてはいるが、考えとしては全て並列という認識でよいか？
教育総務課長	はい。
市長	これを作った時のメンバーは、自分と教育長（当時、教育指導担当部長）しかいないか？
教育長	はい。
市長	何かご意見は？
教育長	<p>「第一 大綱」は、教育基本法第二条（教育の目標）を踏まえながらになる。</p> <p>教育の目標そのものが、学校教育だけではなく、生涯にわたる教育が必要であり、その生涯にわたる教育の基礎・基本となる所が学校であるという考え方のもとで作られていると策定メンバーの間では認識していた。</p> <p>1にある「義務教育修了までに」という文言が生涯学習の基礎・基本になるということで、1から6の全てが学校教育であり、生涯教育を対象としているという考え方である。</p> <p>その順番については、稲城市がE S Dを推進している等の状況を踏まえながら、市の中でどのようなことを市民が学習として考えるか、感じるかということについて、それぞれ意見を述べ合いながら順番を整理してきたと認識している。</p>
市長	<p>個々の議論までは記憶に残っていないが、教育基本法の教育の目標をベースに必要な要素を全部盛り込もうということで決めたと思う。改めて教育基本法第二条の第一号から第五号と見比べてみると大体これに対応する形である。</p> <p>ただ、第三号の「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛」等については、教育大綱の中に見当たらない感じがするが、どこかに入っているか？</p>
教育長	教育大綱 第一 大綱の1の「公共の精神」に、「正義と責任、

	男女の平等、自他の敬愛」も吸収されるだろうという考え方で整理した。
市長	<p>LGBTQについては、独立した法律を作る動きがなく、教育基本法第二条第三号に包括されているものとして、教育大綱にあえて明文化する必要もないという考え方もあるかと思う。</p> <p>今日は初見でもあり、また第二～第四は振興基本計画の方とのシンクロ、リンクというのもあるので、各論に入りながら、また考えていけばいいかと思う。</p> <p>大綱なので、網羅的に必要な要素は入れ込み、基本的には頻繁に改正する必要もないよう作ったわけだが、全く観点になかったものもあり、DXなどは入っているのだろうか？そういう新たな技術みたいなものも入ってくれば、当然必要になってくることもあるかもしれない。</p> <p>まずは現行の大綱について、内容とどのように出来たかの確認が必要。また全体的なスケジュールとして、令和6年度いっぱい位までかけて教育振興基本計画を作るということで、それに合わせて大綱をもし見直すのであれば、併せて見直していこうというもので、今日はここまで決めるということではなく、振興基本計画の進捗と共に、その都度気付けば直していくという感じのスケジュール感でよいか？大丈夫ですね。</p>
教育長職務代理人	念のため確認しておきたいが、例えば資料1の3ページ目ではグローバル化や自己肯定感といった言葉が出てくるが、そういったことも今後来年の7月に向け、この基本計画の中で計画していき、大綱の第一から第四までのどれかに当てはまるという考え方で進めていくという認識でいいか？
教育総務課長	そのご認識のとおり。時代に合わせて文言を加えたり、修正をしたいといったことが出てきた時にご提案させていただければと思う。
教育長職務代理人	わかりました。確認できたので大丈夫です。
市長	グローバル化、それに自己肯定感というのがキーワードかと思う。
教育長	<p>5年前に、現計画を立てた時には、コロナも予測がつかなかったし、1人1台タブレットのGIGAスクール構想も全く夢にも誰も思いつかなかったような状態。ただ、それでも社会の変化、流れの中で、大きな事業として企画、実施されてきている。</p> <p>考え方としては、大きな総論があり、例えば大綱では、「自立して社会を生き抜く」とあるが、社会を生き抜くということは、予測のつかないような大きな変化があっても、生き抜く、その力をつけさせる、そのための教育施策も必要なのだという大きな</p>

		<p>考え方の下で作っていたと思う。</p> <p>そういった考え方の下、5年間のうちで多少の不測の事態が起きても対応できるようにというのが教育振興基本計画ではないかと思うので、大きく包括できるようなものを作るという方向でよいのではないかと思う。</p>	
市	長	<p>第一については概ね色々なものが包含できるかと思う。第二～第四あたりは、その時なかった観点のものがあれば、そこを入れていく必要があるという感じ。</p> <p>ほかに？</p> <p>北川委員。</p>	
北	川	委員	<p>様々なことが包含されている内容なので、新たにこれをという提案ではないが、市長が言われた自尊感情については、昔と違い外に攻撃するのではなく、自分達を攻撃するような子達が増えているので、その内容や、フォスターシティとの姉妹校提携のリソースを活用した教育を推進する等、本市の特色を活かしたような内容、あと子供達の現状を見て、新たに組み込まなければいけない内容については、具体的な取り組みの中では必要だと思う。</p> <p>あと学校経営の改革、今回コミュニティスクールになったと思うが、これは学校評価だけではなく、地域と共に学校を作るという視点を強く打ち出していくことなどを入れることは可能と考えている。特色を打ち出せれば、変えてもいいと思う。</p>
市	長		<p>第二、第三については、少なくともこのままでいいという感じではないと思う。</p> <p>今、北川委員がおっしゃったようにデジタルトランスフォーメーション、グローバル化した姉妹都市との交流、自己肯定感の件、いじめの問題等、さらに進めなければいけない課題というのがあるのだろうと思う。ぜひ振興基本計画の中には、これらの項目のようなものは入れ込むということで考えてもらったらどうかと思う。</p> <p>進化していかなければいけないと思う。現段階では、DXと言っても、1人1台端末を配るということが目的化してしまっていて、とりあえず配って終わりみたいな感じになっているが、これはスタートであり、それをどう活用するかという次のステップに行かなければいけないが、国はもうそこで終わりみたいな感じにいる。我々としても財源の問題ももちろんあるが、これ以上の高度利用をしていくかということは、当然考えていかなければいけない。</p> <p>いじめというの、第二、第三の中で読めるか。第一の方には</p>

	入っているだろうが。
北川委員	<p>いじめだと、計画の体系の中では、Ⅱ-2に具体的な主な取り組みとして、いじめ問題対策連絡協議会等が入っているが、これだけでは読み取れないところがある。</p> <p>国際理解教育という言葉も下の方に入っているが、グローバル化のような表現をオモテに出した方がいいのではという感想はある。</p>
市長	<p>DXで言うと、教育環境の整備に理由があるが、環境整備したら終わりではない。もっと進化しなければいけない。いずれにしても、第二、第三、第四については、大綱があつてのこと。そういう感覚で。</p> <p>三戸委員、何かありますか？</p>
三戸委員	<p>大綱については、元にする基本法では、概念的な部分が非常に重要なものなので、変えていかないといけないというところは同意したいと思った。</p> <p>基本法が改正されてから15年以上、また前回の綱から5年以上経過し、かなり変わってきている部分がある。文科省からも施策になるのではないかという例がかなりたくさん出ており、網羅するというよりは、北川委員も先程おっしゃっていたが、稲城市の中で、次の期間にぜひやりたいというものを、しっかりと目標と方針の中に入れていただけるといいと思う。</p> <p>全部をやろうとすると、第二も第三も少し抽象的になりかねないので感じた。</p> <p>ぜひ、共有していただければと思う。</p>
市長	<p>あまり各論になりすぎると振興基本計画そのものになってしまうからということだろうが、よくある行政計画のように、何でも書いてあるが何もやっていない、何か書いてあるようで実は中身がないということになるといけないので、5年で特に重点的に取り組むみたいなのをイメージしながら押さえていくという感じがいいかと思う。</p> <p>吉田委員は何かありますか？</p>
吉田委員	<p>大綱の6項目については、よいと思う。</p> <p>5の国際社会の平和と発展に貢献できる人材育成というところで、これについて、施策の項目に入っていないのが少し気になった。要するに国際感覚を持った人材を育成しましょうといった項目も一つ必要ではないかという気がした。</p> <p>あと、施策の柱の1-1『家庭の教育力の向上』で、学校が単独で教育力を発揮するというのは、なかなか困難な話だと思うので、家庭や地域と一体となった教育力の向上を目指しましょ</p>

	うと。地域と一体となるというのも、大綱第四の1で、家庭や地域における学びの推進と連携とあるが、何かそのような言葉もあってもいいのではと感じた。
市 長	<p>行政計画ではあるが、稲城市全体の教育の大綱でもあるので、家庭内の内容でいいと思う。何かにつけ行政が計画を作ると家庭内に入ってはいけないということがあり、家庭の教育力の向上というのは、ここに書いてあるがなかなか難しいものである。地域連携については、コミュニティスクールが制度として出来たので、これはかなり前進だと思う。</p> <p>運用面で色々な課題がまだあるやに聞いている。これは出来たばかりなので、徐々に改善しなければいけないが、地域連携、そして学校を批判的にするのではなく、地域で経営を考えていくということに早く馴染んでいかなければいけないと思う。地域連携については、稲城は伝統があるので、元々進化できると思っているが、一方、家庭の教育力の低下といったものについてはなかなか学校で補完できない部分がある。本来学校で補完するものでないものを、学校の先生に無理に依存し、例えば箸の持ち方が悪いから先生何とかしてくださいというのは、本来家庭教育の領域なのに、自分達は放棄してしまい、全部学校の先生にやらせようというのはいけない。</p> <p>こういうことは、やはり何か表現していくべきなのかもしれない。「それは学校でやることではない」という計画は作れないが、家庭教育でやる領域では、こういうことをやってほしいということ、踏み込んでもいいのかもしれない。</p>
北 川 委 員	<p>初めにお話しした方が良かったと思うが、第1の大綱がありながら全体が大綱であり、細かい部分は教育基本計画に入っているという、本市のこの構造はとてもいいと思った。他市では、教育大綱というのはほとんどお飾りであったり、すごく細かいが、基本計画と完全に2本立てになっていて、目標が二つあったりするような市もあり、構造として、これはとてもいいと思った。あとは入れ子になっているともっと分かり易いのだがという感覚で、例えば目標があれば、その下に施策の柱がついているように。ただ根本的な修正が必要であり、かなり大変なので、これでもいいかという気はしている。</p>
市 長	<p>前は先に第二次教育振興計画がある中、教育委員会改革でこれを作らなければいけないということで、順番が逆になっているが、今回は同時進行。第四辺りは、教育振興基本計画の章立てや、講座等とも少しリンクさせたり、多少細かくなってもいいかもしれない。全体の構造として、大綱があって教育振興計画と</p>

	<p>いう、この二重構造はおっしゃる通り一番いいかと思う。 事務局の方で何か考えはあるか？</p>
教育総務課長	<p>計画の施策の柱の下には、施策の方向性がそれぞれある。 例えば施策の方向性が（１）（２）（３）で主な施策がそれぞれ入っているが、今回大綱でもう少し踏み込んだところまで記載するという事になれば、各施策の柱をさらに細分化した部分を掲載するなどの方法は取れるかと思う。</p>
市長	<p>今お話しいただいたが、教育振興基本計画は、これから作るということだが、大体その骨格みたいな案は出来ているのか？</p>
教育総務課長	<p>まだ原案以前で、現状認識の段階。</p>
市長	<p>SDGsとの紐付けみたいなものを長期総合計画ではやっているが、それと同じ理屈で、大綱の第四の柱に基づき、基本計画を作るわけなので、全部を紐付けする。教育振興基本計画のこの政策については、大綱の第四のどれに当たるのかを全部紐付ければいい。逆に大綱に不足があれば、そちらを改正する。全部紐付けしていれば分かりやすいので、そういうやり方もある。 その他よろしいですか？ 教育長、最後にまとめていただいて。</p>
教育長	<p>先ほど、事務局からも説明があったように、ここで国の第四次教育振興基本計画が閣議決定された。 市では、そちらを参酌しながら作るということだが、本日委員の皆様からご指摘いただいた点も新たな教育の課題として踏まえながら、また稲城の特色についても合わせながら作っていければ、非常に分かりやすく整理されたものを作成できるだろうと思っている。 現在の教育基本法になり、家庭教育についての必要性として、第一義的責任は家庭にあるということが明確に規定され、大変大きな課題になってきているし、これからの青少年育成には、大変重要な課題だと思うので、そここのところもしっかりとした考えを持っていきたいと思っている。</p>
市長	<p>我々行政としても、いち国民としても、これまで教育というと文科省、学校、教育機関のせいにしてしまうきらいがあったが、ここでこども家庭庁について、政府は、こども庁という構想だったものを、あえて『家庭』を入れてこども家庭庁にしたわけで、子供家庭環境のものを全部ワンストップで一つのお役所にしておこうという中では、当然家庭教育も入るだろうと思うので、今後は、こども家庭庁に対する政策要望のような中でも、そういった家庭教育から逃げずに考え、施策を何か作るようにと申し入れをしていきたいと思った。</p>

	それでは、最初の項目については、もしなければこれで閉じさせていただきますたいがよろしいか？
全 委 員	異議なし。
市 長	それでは、1番目の項目はこれで終了とさせていただきます、次回また議論をお願いします。 次の課題については非公開にしたいということで、関係者以外は退席してください。
企 画 部 長	退席は、学務課長、生涯学習課長、公民館担当課長、学校給食課長、図書館課長となる。
市 長	お疲れ様です。

(これより非公開)

学務課長、生涯学習課長、公民館担当課長、学校給食課長、図書館課長退席

非公開会議録は別紙。

(これにて非公開は終了)

議題(3) その他

市 長	最後に、議題3のその他だが、事務局から何かあるか。
事 務 局	<なし>
市 長	各委員からは何かその他あるか。
全 委 員	<なし>
市 長	はい。大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。